

仕様書（案）

1 業務名

令和4年度シビックテック推進事業委託業務

2 目的

近年、情報通信技術の急速な発展や社会変化による地域課題の多様化、さらに、国や地方自治体等によるオープンデータの増加を背景に、データやデジタル技術を活用した地域課題解決の取組“シビックテック※”の動きに期待が高まっている。

本県では、変化の激しい流動的な社会においても、県民が地域のありたい姿を描き、現状とのギャップを埋めるための手法としてシビックテックの取組を推進する。

そのため本事業では、3つのモデル地域を設定し、それぞれの地域における地域課題の解決に向けて、以下を目的として、シビックテック活動を実施する。

- ① シビックテックプレイヤーの育成（人材育成）
- ② シビックテックプレイヤーのネットワーク化など持続可能なシビックテック活動のしくみづくり
- ③ シビックテックを実践・横展開するためのマニュアル作成

※ シビックテックとは、Civic（市民）とTech（テクノロジー）を掛け合わせた造語で、県内企業や県民が主体となり、データやデジタル技術を活用して身近な暮らしや地域の課題解決を図る取組、あるいは考え方を指す。

3 事業内容

上記2の目的を達成するため、以下の業務を実施することとする。全体企画、実施内容、スケジュールを提案書に記載すること。

- (1) シビックテック活動（シビックテックプレイヤーの育成）
 - ア 実施場所及び回数に関すること
 - (ア) 場所は、モデル地域3地域（東部振興局、中部振興局、南部振興局の管内）で実施すること
 - (イ) 実施回数は、各地域それぞれ6回以上実施すること
 - (ウ) 地域の選定等にあたって、県と協議の上、決定すること
 - イ シビックテック参加者の募集に関すること
 - (ア) シビックテック活動の参加者を募集すること（参加者の募集方法や募集人数、その他条件設定等について、本事業の趣旨目的を踏まえ提案書に記載すること）
 - (イ) シビックテック活動参加人数は、1回あたり1地域10人以上を目標とすること
 - ウ 活動内容の設定に関すること
 - (ア) デザイン思考のプロセスを取り入れること
 - i 「地域のありたい姿」を描き、データを使って課題の現状を把握すること（ペルソナを設定し、地域課題を見える化・分析する。）
 - ii データやデジタル技術等を活用し、課題解決のためのアイデアを形（プロトタイプ）にすること。ただし、試作の品質は求めない。
 - (イ) 参加者が継続して参加したくなるよう工夫すること
 - (ウ) 課題解決のためにデータやノーコードツール等のデジタル技術を活用してプ

- ロタイプ開発まで行うことのできる人材（シビックテックプレイヤー）を育成するなど、活動内容は実践的なものとする
- (エ) 活動内容については適宜、決定前に県に確認を取ること
- エ 講師、サポート人員等に関すること
- (ア) 十分な準備と人員の配置をし、円滑に企画、運営を行うこと
- (イ) 技術面のサポートや、データの利活用、アプリ作成に知見を有する講師やサポート人員等、シビックテック活動が効果的に実施されるように講師、サポート人員等を選定すること
- (ウ) 講師、サポート人員等の選定にあたっては、県と協議のうえ決定すること（想定する講師案、内容案を提案書に記載すること）
- (エ) 講師、サポート人員等への依頼、報酬等の支払いを行うこと
- オ 活動日の設定に関すること
- (ア) 実施期間は、契約締結日～令和5年3月までの期間で実施すること
- カ 会場の設定、準備、後片付けに関すること
- (ア) 選定したモデル地域内の会場を設定すること
- (イ) 会場の選定にあたっては、参加者の交通手段に配慮すること
- (ウ) オンサイトでの開催を基本とするが、他に効果的な方法があればその限りではない。
- キ 使用する機器の準備、後片付けに関すること
- (ア) 参加者がシビックテックで使用するインターネット通信環境、電源は受託者において調達し、当日会場にて準備をすること。
- (イ) シビックテックで使用するノーコードツール等の各種ツールを使用する場合は、使用するツールのアカウント等は、事前に参加者において準備させるか、受託者において準備しておくこと
- (ウ) 運営に必要な機器は、適宜準備すること
- ク 参加者へのアンケート作成・収集等に関すること
- ケ 当日の資料作成に関すること
- コ 参加者対応に関すること
- (ア) 各参加者あてのイベント開催等の案内文案を作成し、受託者から参加者全員へ送信すること
- (イ) 問い合わせ先には県及び受託者の連絡先を併記するため、受託者において、連絡先（担当者、メールアドレス、電話番号）を提示すること
- (ウ) 各回参加者の出欠のとりまとめを行うこと。なお、返答のない参加者に対しては、確認の連絡を行うこと
- (エ) 参加できない方に対し、実施内容を共有する等のフォローアップを行うこと
- サ 広報に関すること
- (ア) 計画的かつ効果的な広報に努めること
- (イ) 本事業実施に伴い、webサイトを開設する場合は、県と協議の上、決定すること
- シ その他シビックテック活動に関すること
- (ア) 事業の実施にあたっては、当該振興局、当該基礎自治体、地域地縁団体、NPO等と連携を図ること
- (2) シビックテック活動のしくみづくりに関すること
- ア シビックテックプレイヤーが自立的、持続的なシビックテックの活動となるよう工夫すること
- イ 県の委託事業終了後、次年度以降も、持続可能なシビックテック活動のしくみづくりの提案を下記(3)マニュアルに記載すること

- (3) シビックテック実践のためのノウハウの整理とシビックテックのマニュアル作成に関すること
他地域にもシビックテックの横展開を促進するために下記(4)ア報告書から必要事項を抜粋し地域住民が活用できるマニュアル版を作成すること
- (4) 成果物等の提出
本業務完了後、以下のものを県に提出すること
- ア 報告書
- (ア) 本業務完了後、上記(1)及び(2)シビックテック活動等を整理し報告書を作成すること。報告書には、以下の事項を最低限含むこと
- i 上記(1)シビックテック活動の実績を整理したもの(当日資料や、意見交換の内容、参加者募集をどのようにして行ったか、参加者名簿、開催の様子の写真、スペース提供の様子、SNS等での技術的アドバイスの様子(スクリーンショット)等を想定)
- ii (1)で作成した広報素材、その他、本事業に関連してアウトプットした広報物
- (イ) 提出するデータ形式は、1式をまとめたPDFファイルに加えて、元データ(Word、Excel又はPowerPointの形式)を提出すること
- (ウ) ファイル容量が大きい等の事情がある場合は、納品方法について事前に県に相談すること
- (エ) 撮影する写真については、被写体となる方々にその前提で承諾の有無を確認する等の対応を取ること
- イ シビックテックのマニュアル
- (ア) 本業務完了後、上記(3)で作成したシビックテック活動のためのマニュアルを提出すること
- (イ) 提出するデータ形式、納品方法は、報告書と同様とする。
- ウ アンケート原本(データ)
- エ 本業務により作成し、県に提出した成果物(ウェブサイト、SNS等での発信物(コンテンツデータ)、システムのプログラム等を含む)
- オ プロトタイプ等のデータ又はソース
- (ア) あらかじめ参加者に作成したプロトタイプはオープンデータ又はオープンソースとして公開する可能性があることを知らせること
- (5) その他付随する業務
- ア 委託業務にかかる経理に関すること
- イ 委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること
- ウ 前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県が指示すること
- エ その他、事業の運営に関して必要なこと

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日(金)までとする。

5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。協議により一部前払いも可とする。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 本業務の遂行に関し、担当者を定めるとともに、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること

- (2) 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること
- (3) 本業務により作成し、県に提出した成果物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、県において自由に利用・修正・公開・削除することができるものとする。
- (4) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと
- (5) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと
- (6) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 個人情報については、県及び受託者以外の者に漏洩することのないよう、特に厳重な管理をすること
- (8) 受託者は、情報セキュリティに関して、独立行政法人情報処理推進機構などの公的機関が注意喚起している事項等を踏まえ、本事業実施に係る情報セキュリティの確保のために適切な措置を行い、その責任を負うこと
- (9) 新型コロナウイルス感染症等の感染状況に十分留意し、県と協議した上で、スケジュールや内容等の変更、インターネットを活用したオンラインで実施する等、必要な感染症対策を講じること
- (10) 上記のほか、受託者は、本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること